第四項中「五、二六〇MHz、五、二七〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz、五、三一〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用する無線局及び五、五〇〇MHz、五、五一〇MHz、五、五二〇MHz、五、五三〇MHz、五、五四〇MHz、五、五五〇MHz、五、五六〇MHz、五、五八〇MHz、五、五九〇MHz、五、六〇〇MHz、五、六二〇MHz、五、六三〇MHz、五、六四〇MHz、五、六六〇MHz、五、六七〇MHz、五、六八〇MHz又は五、七〇〇MHz」を「五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下」に改め、同項第一号中「別表第二号第三注12(3)」を「別表第二号第三注12(5)」に改め、同号(3)中「(1)及び(2)の」を「利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により無線設備が検出する」に改め、同号(3)(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　五、二五〇MHz以上五、三五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第一号によること。

(2)　五、四七〇MHzを超え五、七二五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備は、別表第二号から別表第四号までによること。

第四項第一号(4)中「(1)及び(2)の」を「利用可能チャネル確認又は運用中チャネル監視により無線設備が検出する」に改め、同号(5)中「(1)及び(2)の」を削り、同号(5)中「別表第二号第三注12(3)」を「別表第二号第三注12(5)」に、「すべて」を「全て」に改める。

○総務省告示第百三十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第四号(3)及び(5)の規定に基づき、小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第三百六十一号（小電力データ通信システムの無線局の無線設備の使用場所を定める件）は、廃止する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

施行規則第六条第四項第四号(3)及び(5)に規定する屋内その他電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所であって、総務大臣が別に告示する場所は、次のとおりとする。

一　車両内

二　船舶内

三　航空機内

○総務省告示第百四十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

第2の別表8－5を次のように改める。

別表8－5　小電力データ通信システムの無線局の周波数表

2400 MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備	2441.75MHz　2484MHz
5150 MHzを超え5350 MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19MHz以下の無線設備	5170MHz* 5180MHz 5190MHz*
		5200MHz 5210MHz* 5220MHz
		5230MHz* 5240MHz 5260MHz
		5280MHz 5300MHz 5320MHz
	占有周波数帯幅が19MHzを超え38MHz以下の無線設備	5190MHz 5230MHz 5270MHz
		5310MHz
	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5210MHz 5290MHz
	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5250MHz
5470 MHzを超え5725 MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が19.7MHz以下の無線設備	5500MHz 5520MHz 5540MHz 5560MHz 5580MHz 5600MHz 5620MHz 5640MHz 5660MHz 5680MHz 5700MHz
	占有周波数帯幅が19.7MHzを超え38MHz以下の無線設備	5510MHz 5550MHz 5590MHz 5630MHz 5670MHz
	占有周波数帯幅が38MHzを超え78MHz以下の無線設備	5530MHz 5610MHz
	占有周波数帯幅が78MHzを超え158MHz以下の無線設備	5570MHz
24 GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	24.77GHz以上25.23GHz以下の周波数であって、24.77GHz及び24.77GHzに10 MHzの自然数倍を加えたもの	
27 GHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	27.02GHz以上27.46GHz以下の周波数であって、27.02GHz及び27.02GHzに10 MHzの自然数倍を加えたもの	

＊　これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

○文部科学省告示第三十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成二十五年三月二十七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
大平山元遺跡	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元	七三番地二、七四番地一、七四番地二、九〇番地一、九〇番地二、九〇番地三、九〇番地七、九〇番地九、一七、九四番地一、九四番地三、九三番地四、九四番地四、九五番地一、九五番地二、九六番地一、九六番地二、九六番地三、九六番地四、九六番地五、九六番地六、九七番地一、九八番地一
	同　字蟹田大平沢辺	七一番地二

右の地域に介在する道路敷及び水路敷、青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田大平山元九二番地三と同九四番地一に挟まれ同九四番地七と同七三番地一に西接する同九三番地一と同九七番地一に挟まれ同九五番地二と同九三番地六に挟まれ同字蟹田大平山元一〇四番地一に東接するの水路敷、同字蟹田大平沢辺七一番地一に西接する水路と同九八番地一に挟まれ同字蟹田大平沢辺七一番地二と同字蟹田大平山元九五番地三に挟まれるまでの道路敷を含む。